（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第八十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の二の二様式及び第一号の二の四様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の二の五様式中「㊞」を削る。

第一号の三様式、第一号の三の三様式及び第一号の三の四様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の三の五様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の四様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の五の二様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五の三様式及び第一号の五の五様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の五の六様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五の七様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の六様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第二号様式中「㊞」及び注5を削る。

第三号様式及び第四号様式中「㊞」及び注4を削る。

第七号様式中「㊞」及び注5を削る。

第八号様式及び第十号様式中「㊞」及び注4を削る。

第十三号様式中「㊞」及び注5を削る。

第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十九号様式中「㊞」及び注3を削る。

第二十号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第八十二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第二十四条第二項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名を記載する」に改める。

第二十八条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

第一号様式中「㊞」及び注3を削る。

第七号様式及び第八号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第十一号様式中「㊞」を削る。

第十二号様式中「㊞」及び注3を削る。

第十三号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

第八十三条　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第八十四条　浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊞」を削る。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊟」を削る。

別記様式第七号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号中「㊞」を削る。

（浄化槽の型式の認定に関する省令の一部改正）

第八十五条　浄化槽の型式の認定に関する省令（昭和六十年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考を削る。

（船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十六条　船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「を記載し、記名押印又は署名した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

（特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則の一部改正）

第八十七条　特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則（昭和六十一年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第六号様式中「㊞」及び注を削る。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第八十八条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項及び第三十九条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第四十条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十九条　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊞」及び備考⑵を削り、備考⑶を備考⑵とし、備考⑷から備考⑽までを一ずつ繰り上げる。

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第九十条　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第二中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第九十一条　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則（平成元年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考2を削り、備考1を備考とする。